

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第九条）</p> <p>第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置（第十条 第十五条）</p> <p>第三章 支払等（第十六条 第十九条）</p> <p>第四章 資本取引等（第二十条 第二十五条の二）</p> <p>第五章 対内直接投資等（第二十六条 第四十六条）</p> <p>第六章 外国貿易（第四十七条 第五十四条）</p> <p>第六章の二 報告等（第五十五条 第五十五条の九）</p> <p>第六章の三 輸出者等遵守基準（第五十五条の十 第五十五条の十一）</p> <p>第七章 行政手続法との関係（第五十五条の十三）</p> <p>第七章の二 不服申立て（第五十六条 第六十四条）</p> <p>第八章 雑則（第六十五条 第六十九条の五）</p> <p>第九章 罰則（第六十九条の六 第七十三条）</p> <p>附則</p> <p>第十条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第十六条第一項、第二十一条第</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第九条）</p> <p>第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置（第十条 第十五条）</p> <p>第三章 支払等（第十六条 第十九条）</p> <p>第四章 資本取引等（第二十条 第二十五条の二）</p> <p>第五章 対内直接投資等（第二十六条 第四十六条）</p> <p>第六章 外国貿易（第四十七条 第五十四条）</p> <p>第六章の二 報告等（第五十五条 第五十五条の九）</p> <p>第六章の三 削除</p> <p>第七章 行政手続法との関係（第五十五条の十二）</p> <p>第七章の二 不服申立て（第五十六条 第六十四条）</p> <p>第八章 雑則（第六十五条 第六十九条の五）</p> <p>第九章 罰則（第六十九条の六 第七十三条）</p> <p>附則</p> <p>第十条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第十六条第一項、第二十一条第</p>

一 項、第二十三條第四項、第二十四條第一項、第二十五條第六項、第四十八條第三項及び第五十二條の規定による措置をいう。
（ ）を講ずべきことを決定することができる。

2・3 (略)

(役務取引等)

第二十五條 國際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術(以下「特定技術」という。)を特定の外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、經濟産業大臣の許可を受けなければならない。

2 經濟産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、特定技術を特定国以外の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国以外の外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該取引について、許可を受ける義務を課することができる。

3 經濟産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

一 項、第二十三條第四項、第二十四條第一項、第二十五條第四項、第四十八條第三項及び第五十二條の規定による措置をいう。
（ ）を講ずべきことを決定することができる。

2・3 (略)

(役務取引等)

第二十五條 居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、經濟産業大臣の許可を受けなければならない。

一 國際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術(以下「特定技術」という。)を特定の地域において提供することを目的とする取引

二 國際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引

2 經濟産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、非居住者との間で特定技術を同項第一号の特定の地域以外の地域において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

(新設)

- 1 | 第一項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為
- イ | 特定国を仕向地とする特定技術の内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出
- ロ | 特定国において受信されることを目的として行う電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）による特定技術の内容とする情報の送信（本邦内にある電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。）からの送信に限る。以下同じ。）
- 二 | 前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為
- イ | 特定国以外の外国を仕向地とする特定記録媒体等の輸出口 特定国以外の外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信
- 4 | 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 5 | (略)
- 6 | 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（第一項に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相

- 3 | (略)
- 4 | 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（第一項第一号に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は

(新設)

互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

（制裁等）

第二十五条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この条において「貨物設計等技術」という。）を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する貨物設計等技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出（以下「技術記録媒体等輸出」という。）若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による貨物設計等技術の内容とする情報の送信（以下「国外技術送信」という。）を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

（削る）

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引（第一項第二号に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

（制裁等）

第二十五条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第一号に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

2 |

経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第二号に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間

2 | 経済産業大臣は、前条第二項又は第三項の規定により経済産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないでこれらの項に規定する取引又は行為を行った者に対し、一年以内の期間を限り、貨物設計等技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 | 経済産業大臣は、前条第四項の規定による許可を受けないで同項に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

4 | 主務大臣は、前条第六項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行った者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

(技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告等)

を限り、非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 | 経済産業大臣は、前条第二項の規定により経済産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないで同項に規定する取引を行った者に対し、一年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

(新設)

4 | 主務大臣は、前条第四項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行った者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

(技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告等)

第三十条 居住者は、非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条において同じ。）との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更（以下この条、第五十五条の六、第六十九条の三第二項及び第七十条第一項において「技術導入契約の締結等」という。）のうち第三項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものをしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、その契約の条項その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

258 (略)

(制裁)

第五十三条 経済産業大臣は、第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。

2 (略)

第六章の三 輸出者等遵守基準

第三十条 居住者は、非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条において同じ。）との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更（以下この条、第五十五条の六及び第七十条において「技術導入契約の締結等」という。）のうち第三項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものをしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、その契約の条項その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

258 (略)

(制裁)

第五十三条 経済産業大臣は、第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は非居住者との間で特定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。

2 (略)

第六章の三 削除

(輸出者等遵守基準)

第五十五条の十 経済産業大臣は、経済産業省令で、第二十五条第一項に規定する取引又は第四十八条第一項に規定する輸出(以下「輸出等」という。)を業として行う者(以下「輸出者等」という。)(が輸出等を行うに当たつて遵守すべき基準(以下「輸出者等遵守基準」という。))を定めなければならない。

2| 輸出者等遵守基準は、第二十五条第一項に規定する取引によつて提供しようとする特定技術又は第四十八条第一項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が特定重要貨物等に該当するかどうかの確認に関する事項その他当該取引又は輸出を行うに当たつて遵守すべき事項について定めるものとする。

3| 前項の「特定重要貨物等」とは、特定技術又は第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、その特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供又はその同項の特定の地域を仕向地とする輸出が国際的な平和及び安全の維持を特に妨げることとなると認められるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

4| 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

(指導及び助言)

第五十五条の十一 経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、輸出者等に対し、輸出者等遵守基準に従つた輸出等が行われるよう必要な指導

第五十五条の十及び第五十五条の十一 削除

及び助言をすることができる。

(勸告及び命令)

第五十五条の十二 経済産業大臣は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、輸出者等がなお輸出者等遵守基準に違反していると認めるときは、当該輸出者等に対し、輸出者等遵守基準を遵守すべき旨の勸告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勸告を受けた者がその勸告に従わなかつたときは、当該勸告を受けた者に対し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第七章 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第五十五条の十三 第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項又は第四十八条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又はその取消しについては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第六十九条の四 次の各号に掲げる主務大臣は、当該各号に定める規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

- 一 主務大臣 第十六条第一項又は第二十五条第六項
- 二 (略)

(新設)

第七章 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第五十五条の十二 第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による許可又はその取消しについては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第六十九条の四 次の各号に掲げる主務大臣は、当該各号に定める規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

- 一 主務大臣 第十六条第一項又は第二十五条第四項
- 二 (略)

三 経済産業大臣 第二十四条第一項、第二十五条第一項から第四項まで、第四十八条又は第五十二条

2 外務大臣その他の関係行政機関の長は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは第一号から第三号までに掲げる規定の運用に關しそれぞれ第一号から第三号までに定める主務大臣に、国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは第四号に掲げる規定の運用に關し同号に定める主務大臣に、意見を述べることができる。

一 第十六条第一項又は第二十五条第六項 主務大臣

二・三 (略)

四 第二十五条第一項から第四項まで又は第四十八条第一項若しくは第二項 経済産業大臣

第六十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が七百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項又は第四項の規定による許可を受けないでこれらの項の規定に基づき命令の規定で定める取引をした者

二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰

三 経済産業大臣 第二十四条第一項、第二十五条第一項若しくは第二項、第四十八条又は第五十二条

2 外務大臣その他の関係行政機関の長は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは第一号から第三号までに掲げる規定の運用に關しそれぞれ第一号から第三号までに定める主務大臣に、国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは第四号に掲げる規定の運用に關し同号に定める主務大臣に、意見を述べることができる。

一 第十六条第一項又は第二十五条第四項 主務大臣

二・三 (略)

四 第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項 経済産業大臣

第六十九条の六 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づき命令の規定で定める取引をした者

二 (略)

(新設)

金は、当該価格の五倍以下とする。

一 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

3 | 第一項第二号及び前項第二号（貨物の輸出に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

2 | 前項第二号の未遂罪は、罰する。

（新設）

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を

受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者

二 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第一号に定める行為をした者

三 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

2 前項第二号(第二十五条第三項第一号イに係る部分に限る。)の未遂罪は、罰する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 十五 (略)

十六 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第二号に定める行為をした者

十七 第二十五条第五項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める役務取引をした者

十八 第二十五条第六項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行った者

十九 第二十五条の二第一項又は第二項の規定による技術の提供を目的とする取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は貨物の輸出の禁止に違反して取引若しくは技

第七十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 十五 (略)

十六 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者

十七 第二十五条第三項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める役務取引をした者

十八 第二十五条第四項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行った者

十九 第二十五条の二第一項又は第三項の規定による技術の提供を目的とする取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は輸出をした者

二十 第二十五条の二第三項の規定による貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

二十一～二十九 (略)

(削る)

(削る)

三十 (略)

(削る)

三十一 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定技術を内容とする情報の送信の禁止に違反して輸出又は取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報の送信をした者

三十二 (略)

三十三 偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項、第四十八条第一項若しくは同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 | 前項第十六号(第二十五条第三項第二号イに係る部分に限る

。)の未遂罪は、罰する。

二十 第二十五条の二第二項の規定による貨物の売買に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

二十一～二十九 (略)

三十 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

三十一 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

三十二 (略)

三十三 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

三十四 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引の禁止に違反して輸出又は取引をした者

三十五 (略)

(新設)

(新設)

<p>第七十一条 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、九 (略)</p> <p>十、第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>十一、十二 (略)</p> <p>第七十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3、第一項の規定により第六十九条の六又は第六十九条の七の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第七十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十、十一 (略)</p> <p>第七十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
--	---